

## 支部準会員規程

制定 平成 29 年 5 月 6 日

改正 令和 2 年 5 月 9 日

### (目 的)

第 1 条 この規程は、公益社団法人日本山岳会東京多摩支部（以下「本支部」という。）の支部規約第 5 条の 2 に基づく準会員について定めるものである。

### (準会員・準会員としての期間)

第 2 条 準会員の定義、準会員としての期間は、公益社団法人 日本山岳会(以下「本会」という。) 準会員規程 第 2 条(準会員)、第 3 条(準会員としての期間)に準ずる。

### (入会手続き)

第 3 条 本会の準会員で、本支部への入会を希望する者は、所定の申込書を提出し、支部準会員会費を納めなければならない。

### (支部準会員会費)

第 4 条 支部準会員会費は、支部規約第 28 条に定める会費と同額とする。

### (支部報の受領等)

第 5 条 準会員は、支部報の配布を受けることができる。

### (施設等の利用)

第 6 条 準会員は、本支部の規程および要領にしたがって、本支部の施設、設備、備品およびホームページ等を利用することができる。

### (活動への参加)

第 7 条 準会員は、本支部の各種の研修・行事・集会等に参加することができる。

### (総会における議決権)

第 8 条 準会員は、支部総会における議決権を持たないものとする。

### (役員、評議員就任の制限)

第 9 条 準会員は、本支部の支部規約第 10 条に規定する支部長に就任することはできない。

### (退会)

第 10 条 準会員が、本支部を退会しようとするときは、支部長に退会届を提出しなければならない。

### (改 廃)

第 11 条 この規程の改廃は、幹事会で審議・決定する。

### 附 則

1. この規程は平成 29 年 5 月 6 日より施行する。
2. この規程は令和 2 年 5 月 9 日に改正し、令和 2 年 5 月 9 日から施行する。